

# 聖学院大学 研究データ管理・公開ポリシー

聖学院大学研究公正委員会  
大学教授会（2024年12月4日）承認

## （趣旨）

第1条 聖学院大学（以下「本学」という。）は、「学校法人聖学院倫理綱領」及び「聖学院大学の理念」に示された倫理と理念に基づき、本学における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、責任ある研究データの管理・公開を実現するために「研究データ管理・公開ポリシー」を定める。

## （用語の定義）

第2条 このポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「研究データ」とは、デジタルか非デジタルかを問わず、本学の研究活動を通じて本学の研究者等によって収集又は生成されたデータ及び本学研究者等が研究利用等の対象としたデータをいう。
- （2）「本学において生成等された研究データ」とは、本学及び本学付置機関等において生成又は加工された研究データをいう。
- （3）「組織整備研究データ」とは、研究利用等が想定される、本学が組織的に整備するデータをいう。
- （4）「研究データの管理・公開」とは、研究データの管理、共有及び公開をいう。
- （5）「公開」とは、研究データ等を、不特定多数の者がアクセス及び利用できる状態にすることをいう。
- （6）「共有」とは、研究データ等を、条件を満たした者に限り利用できる状態にすることをいう。
- （7）「法令等」とは、法令及び本学が定める規程等をいう。
- （8）「契約」とは、研究データに関する契約をいう。
- （9）「研究者等」とは、「聖学院大学 公正な研究活動の推進に関する内規」に準拠し、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。
- （10）「研究代表者」とは、研究課題の研究代表者をいう。
- （11）「メンバー」とは、研究代表者、研究分担者及び研究協力者等、研究データにアクセスする可能性のある全ての者をいう。
- （12）「研究課題」とは、研究者等が関与する、一定の計画の下に実施される研究をいう。外部資金に基づく研究課題、研究グループによる研究課題及び研究者等一人一人が自身の研究のまとまりに応じて設定する研究課題等が含まれる。
- （13）「本学において実施される研究課題」とは、研究者等が関与する研究課題をいう。
- （14）「研究データガバナンス」とは、本学が本学に関わる研究データを把握した上で行う、研究データの管理・公開に関する取組み及び環境整備であって、責任ある研究データの管理・公開を実現するための基礎となるものをいう。
- （15）「機関リポジトリ」とは、本学における研究及び教育等の成果物である電磁的記録（研究データを含む。）を保存及び公開するために、本学が設置する電子アーカイブシステムをいう。

## （適用範囲）

第3条 本ポリシーは、本学、研究者等及びメンバーに適用する。

## （研究データに関する基本的な考え方）

第4条 研究データの管理・公開を行うため、次に掲げる事項を基本的な考え方とする。

- 1 本学は、本学において実施される研究課題に関する研究データを管理する。  
ただし、本学の研究者等が研究代表者となる研究課題において、研究助成機関等と研究分担者の所属機関との間に研究契約等が存在する場合は、当該研究契約等に係る研究データは除く。
- 2 本学は、次に掲げる研究データについて、研究データの共有・公開に適しているかどうか、学術の発展に

資するかどうか等を考慮して、研究データの長期的な共有・公開を行うよう努める。

- (1) 本学において生成等された研究データ  
ただし、本学外には同等の研究データが存在しない等の理由により研究データの共有・公開に値するものに限る。
- (2) 組織整備研究データ
- (3) 本学において研究データの共有・公開するに適すると判断したその他の研究データ

(研究データの管理・公開に関する基本的な考え方)

第5条 研究データの管理・公開は、次に掲げる事項に基づき行うものとする。

- (1) 法令等及び契約の遵守並びに研究データに関する説明責任
- (2) 次に掲げる適正な研究データの取扱い
  - ①安全管理措置
  - ②研究データ、関連情報及び関係する者に関する権利利益の保護
  - ③研究データの提供元による条件の遵守
  - ④研究課題内の研究データの保有主体等の設定と運用
  - ⑤研究データの共有・公開に係る条件の整備
- (3) 研究の公正及び研究の再現性
- (4) 可能な限り多くの長期的な研究データの共有・公開

(研究データの管理・公開に関する配慮事項)

第6条 研究データの管理・公開は、次に掲げる事項に配慮して行うものとする。

- (1) 研究者等の研究活動促進及び研究者等における研究データの管理・公開に関する負担
- (2) 研究者等との協力及び信頼関係
- (3) 研究データの機密性並びに研究者等、機関及び国家の研究開発に関わる利益

(本学と研究者等の協力)

第7条 研究データの管理・公開は、本学と研究者等が協力し、役割分担して行うものとする。

(本学の責務)

第8条 本学は、研究データの管理・公開に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 本学における研究データの管理・公開の推進
- (2) 本学における、法令等及び契約が遵守される体制の整備並びに研究データに関する説明責任の履行
- (3) 研究データガバナンスの構築
- (4) 可能な限り多くの研究データの共有・公開及び研究データが共有・公開されるための環境整備
- (5) 研究データ管理・公開ための情報提供、助言、メタデータ作成の支援
- (6) 本項各号を行うための責任体制の整備

(研究者等の責務)

第9条 研究者等は、法令等、契約及び研究分野の慣行を遵守しつつ、研究データの管理・公開を行うものとする。その際、研究データの共有・公開は、可能な限り多くの研究データについて、長期的に行われるよう努める。なお、研究データの管理・公開の範囲及び方法は研究者等が裁量をもってこれを定める。

(関連法令等)

第10条 研究データの管理・公開においては、次に掲げる法令等を遵守する。

- (1) 研究公正、研究倫理に関する法令等
- (2) ライフサイエンス研究等に係る倫理、安全等に関する法令等
- (3) 知的財産に関する法令等

- (4) 個人情報の保護に関する法令等
- (5) 安全保障輸出管理に関する法令等
- (6) 文書管理、情報公開に関する法令等
- (7) 機関リポジトリに関する法令等
- (8) 情報セキュリティ対策に関する法令等

(第三者との契約への劣後)

第11条 第三者との契約と本ポリシーが矛盾抵触する場合は、当該契約が優先されるものとする。

(ポリシーの定期的見直し)

第12条 本ポリシーは、研究データを取り巻く環境の変化に応じて、定期的に見直すものとする。

附 則

本ポリシーは、2024年12月4日から施行する。